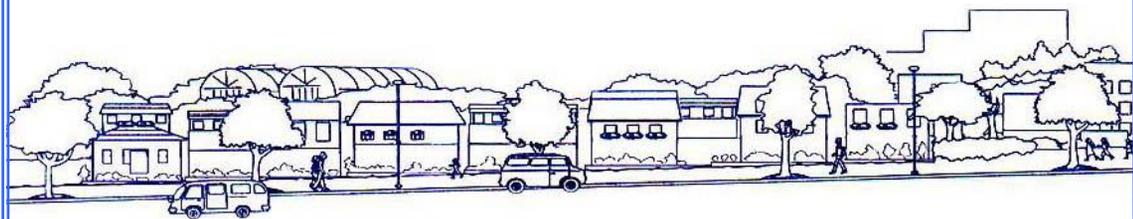


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.61

2016/10/5



江戸川区土木部

区画整理課

第1回土地区画整理審議会を開催しました！

～皆さまに開かれた審議会運営を目指して～

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

前号のNo.60に引き続き、第1回土地区画整理審議会で決定しました傍聴、審議会の運営について報告します。

また、審議会議事運営規則、傍聴内規の全文を掲載します。

傍聴について

◎傍聴できる方は、本地区土地区画整理事業に関係する方です。

傍聴できる方は、情報漏えい防止の観点から、本地区内の宅地所有者とその家族、居住者または本事業に関係する方（利害関係者）で審議員と協議の上、認められた方となっています。

◎傍聴人は、原則として8名以内です。

傍聴人の定数は、審議会運営に支障をきたさない範囲、また会場となる篠崎地区まちづくり事務所の面積等を考慮し、設定させていただきました。

ただし、8名を超えた場合は抽選により決定します。

◎傍聴の希望者は、会議開始前の10分前までにお越しください。

議事開始に支障をきたさない範囲で設定させていただきました。

審議会の運営について

○議事の主な内容は、まちづくりニュースでお知らせします。

議事の主な内容は、まちづくりニュースでお知らせします。

また、議事録については、篠崎地区まちづくり事務所にて閲覧できます。

なお、議事録のコピー等をご希望される方は、開示請求等の手続きにより可能です。

(ただし、手数料が発生します)



〈審議会の様子〉

～第2回土地区画整理審議会を開催します～

第2回土地区画整理審議会を下記日程で開催いたします。

開催概要

- 日 時：平成28年10月12日（水）午後7時から午後9時まで
- 会 場：篠崎地区まちづくり事務所（北篠崎2-26-7）
- 内 容：土地評価員の選任について 等

<連絡・お問い合わせ先>

篠崎地区まちづくり事務所

仮換地指定・換地処分に関すること 計画換地係 TEL 5664-2619

移転・造成工事に関すること 移転造成係 TEL 5664-2616

※電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>



東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会 議事運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の議席)

第2条 委員の議席は、予め会長が定める。

(委員の召集)

第3条 審議会は、土地区画整理法第62条第1項及び第2項により区長が召集し、事務局が各委員に通知する。

(委員の出欠・退席)

第4条 委員は、会議に欠席、又は遅刻・早退をする場合は、予めその旨を事務局に申し出なければならない。

(審議会の会場)

第5条 審議会は、原則として篠崎地区まちづくり事務所を使用する。

(開会及び閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(流会及び休憩)

第7条 開会時刻が過ぎ、相当の時間が経過しても出席委員数が土地区画整理法第62条第3項による定足数（過半数）に達しないときは、会長は流会を宣告する。

2 会議中に定足数（過半数）を欠いたときは、会長は休憩又は流会を宣告する。

(議事の運営)

第8条 会長は、議事の順序を定め議事運営を総理する。

(会議での発言)

第9条 会議における発言は、会長の指示に従うものとする。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

3 事務局は、議案について説明し、又は意見を述べるすることができる。

(意見書の審議)

第10条 委員は、自己又は三親等以内の親族等に関する事項及び利害関係（土地区画整理法第20条第2項における権利）のある事項については、審議に加わることができない。ただし、審議会の同意を得たときは、この限りでない。

(採決)

第11条 会長は、採決の方法を定め、採決の結果を直ちに宣告する。

(審議会委員の責務)

第12条 委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、会議で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

(会議の公開)

第13条 会議は、地区内の権利者には原則として公開する。ただし、

- 一 各権利者の個人情報に関わるもの
- 二 権利者相互の利害に関わるもの
- 三 その他、委員の公平な意見の開陳が阻害されるおそれのあるものは、原則非公開とする。

2 公開の方法については、傍聴内規を別に定める。

(議事録の作成)

第14条 事務局は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 会議の開閉に関する事項及びその日時
 - 二 委員の出欠に関する事項及びその氏名
 - 三 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時刻
 - 四 会議に出席した事務局の職員の氏名
 - 五 会議に付した議案名及びその採決に関する事項
 - 六 会議の内容及び会長が必要と認めた事項
- 3 議事録は、会長及び会長が指名する委員2名が署名する。
- 4 公開された会議の議事録は、閲覧に供することができる。
- 5 議事録は、事務局が保管する。

(必要事項の措置)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

(事務局)

第16条 事務局は、江戸川区土木部区画整理課に置く。

(その他)

第17条 委員は、録音機、撮影機の類を携帯してはならない。ただし、携帯電話の携帯は許可するが使用は不可とする。

付則 この規則は、平成28年8月24日から施行する。

東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会 傍聴内規

(趣旨)

第1条 この内規は、審議会の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 審議会の傍聴できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 当地区内の宅地所有者
- 二 当地区内の借地権者
- 三 当地区内の宅地所有者の家族
- 四 当地区内の借地権者の家族
- 五 当地区内の居住者
- 六 上記の一から五以外の利害関係者で、審議委員と協議の上、会長が許可した者

(傍聴席及び傍聴人の定数)

第3条 原則、傍聴人は8名以内とする。

(傍聴の手続き)

第4条 審議会の傍聴しようとする者の受付は、会議開始前の10分前に行うこととし、第3条の人数を超えた場合は抽選により傍聴人を決定する。また、傍聴人は審議会傍聴整理簿に所要事項を記入しなければならない。ただし、第2条の六の者が傍聴を希望した場合は、審議委員と会長が協議した後に抽選を行う。

(事務局の指示)

第5条 傍聴人は、審議会会場に入るときは、事務局の指示に従わなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- 二 拡声器、録音機、撮影機の類を携帯している者。
- 三 当該事業に係る内容で誹謗中傷な張り紙、ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者。
- 四 秩序を乱し又は妨害を目的としたはち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は携帯している者。
- 五 酒気を帯びている者。
- 六 その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 審議会における言論に対して拍手、その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- 六 その他、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次に該当する場合には、退場しなければならない。

- 一 会長が非公開であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの内規の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(その他)

第9条 この内規の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付則 この内規は、平成28年8月24日から施行する。